○ 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)

第三条の四 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場 笠	(特定有価証券の範囲)	価証券を登録する証券業協会とする。	の八第一項に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有	の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十	規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条	準用する場合を含む。) 第二十五条第三項及び第五項(これらの)	第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において	いて準用する場合を含む。)、第二十四条の七第四項第二号(同条	券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号 (法第二十七条にお	条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める有価証	二号(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七	場合を含む。以下この条において同じ。)及び第二十四条第一項第	第二十四条の六第四項を除く。)を法第二十七条において準用する	び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定(法	二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及	第三条 法第六条第二号(法第十二条、第二十三条の十二第一項、第一	(上場有価証券に準ずる有価証券等)	改正案
第三条の四 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場	(特定有価証券の範囲)				会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。	びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める証券業協	含む。)、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並	及び第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を	券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号、第二十五条第三項	条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める有価証	二号(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七	場合を含む。以下この条において同じ。)及び第二十四条第一項第	第二十四条の六第四項を除く。)を法第二十七条において準用する	び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定(法	二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及	第三条 法第六条第二号(法第十二条、第二十三条の十二第一項、第	(上場有価証券に準ずる有価証券等)	現行

第四条の四において「特定有価証券」という。)は、次に掲げるも合を含む。)に規定する政令で定める有価証券(次条、第四条及び

------(略) のとする。

(外国の者の有価証券報告書の提出期限

準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行 間とする。 同条第一項に規定する特定期間をいう。 には、当該有価証券に係る特定期間 告書をその事業年度 者である外国の者が、 いて同じ。))経過後六月以内に提出できないと認められる場合に において準用する場合を含む。)又は法第二十四条第五項において 七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める期間 て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び法第二十 二条の五 内閣府令で定めるところにより、 六月とする。ただし、法第二十四条第一項各号(法第二十七条 法第二十四条第一項 (当該有価証券が特定有価証券に該当する場合 その本国の法令又は慣行により、有価証券報 (同条第五項(法第二十七条におい (同条第五項において準用する 金融庁長官の承認を受けた期 第四条及び第四条の四にお

(外国会社報告書の提出期限)

合を含む。)の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項第四条の四 法第二十四条第十項(法第二十七条において準用する場

おいて「特定有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。合を含む。)に規定する政令で定める有価証券(次条及び第四条に

一~五 (略

(外国の者の有価証券報告書の提出期限)

第三条の五 場合には、当該有価証券に係る特定期間 令で定めるところにより、 する同条第一項に規定する特定期間をいう。 券報告書をその事業年度 発行者である外国の者が、 条 において準用する場合を含む。) 又は法第二十四条第五項にお て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び法第二十 いて準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の 七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める期間)) 経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、 六月とする。ただし、法第二十四条第一項 各号 (法第二十七 法第二十四条第一項 (当該有価証券が特定有価証券に該当する その本国の法令又は慣行により、 金融庁長官の承認を受けた期間とする (同条第五項(法第二十七条にお (同条第五項において準用 第四条において同じ。 内閣府 有価証

より、 慣行により 同条第八項に規定する報告書提出外国会社が、 及び第五項に規定する政令で定める期間 に提出できないと認められる場合には、 該当する場合には、 以下同じ。 金融庁長官の承認を受けた期間とする。 外国会社報告書 をその事業年度 当該有価証券に係る特定期間) (同項に規定する外国会社報告書をい (当該有価証券が特定有価証券に 内閣府令で定めるところに は、 兀 その本国の法令又は 一月とする。 経過後四月以内 ただし、

(通知があつた場合の有価証券報告書の提出期限)

第四条の五 間の末日までの期間とする。 項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期 規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 第六項において準用する場合を含む。 た日を起算日として、 令で定める期間は、 法第二十四条第十三項 法第二十四条第十二項の規定による通知があつ 同条第 項の規定による有価証券報告書を同 (法第二十四条の七第五項)において準用し、 に規定する政 これらの (同条

(新設)

(通知があつた場合の半期報告書の提出期限)

(新設

(密接な関係を有する会社)

する。

する。

る場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者と
第四条の七 法第二十四条の七第一項(法第二十七条において準用す

決権 以下この条及び第四条の十二において同じ。)の名義をもつて所 四条の十二及び第三十九条第三項において同じ。 準用する場合を含む。)に規定する提出子会社をいう。 有する会社 の二において同じ。 第十五条の四第 提出子会社 以下この条、 (法第五十四条第 (法第二十四条の七第 一項第一号ロ及びニ並びに第二項並びに第十八条 第四条の十二、 の過半数を自己又は他人 一項第四号に規定する総株主の議決権をい 第七条第五項第二号、 項 (法第1 (仮設人を含む。 一十七条において の総株主の議 次号、 第九条、

他人の名義をもつて所有する場合の当該会社。)が合わせて提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は義をもつて所有する法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ

の法人等を当該会社の被支配会社等とみなして前項第二号及びこの 一をもつて所有する法人等(以下この項及び第四条の十二において「 をもつて所有する法人等(以下この項及び第四条の十二において「 をもつて所有する法人等(以下この項及び第四条の十二において「

項の規定を適用する。

(外国会社に係る親会社等状況報告書の提出期限)

第四条の八 四条の七第六項において準用する場合にあつては、 間とする。 をその事業年度経過後三 条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。 その本国の法令又は慣行により、 の十及び第四条の十三において同じ。 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 に規定する政令で定める期間は、 内閣府令で定めるところにより 法第二十四条の七第 一月以内に提出できないと認められる場合に 項 親会社等状況報告書 三月とする。 (同条第六項において準用し、)である外国会社 金融庁長官の承認を受けた期 ただし、 外国の者) 以下同じ。 次条、 (法第二十四 親会社等 (法第二十 第四条 が、

(新設)

(親会社等状況報告書の提出を要しない旨の承認)

なければならない。

2 業年度に係る親会社等状況報告書については 旨の承認をするものとする。 こととなる日の属する事業年度 会社等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 日である場合には、 である場合には、 あつた日の属する事業年度 金融庁長官は、 前項の承認の申請があつた場合において、 その直前事業年度) その直 前事業年度) (その日が事業年度開始後三月以内の (その日が事業年度開始後三月以内 から当該各号に該当しない \mathcal{O} 直前事業年度までの事 その提出を要しない 当該申請 その親

清算中の者

相当の期間営業を休止している者

3

限る。 更正手続開始の決定があつた日の属する事業年度に係る親会社等状 当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに 正手続開始の決定があつた日後三月以内に行われた場合には、 が更正手続開始の決定を受けた者であり、 出することを条件として、 毎事業年度(同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び による承認が行われている場合を除く。 金融庁長官は、 項の承認は、 経過後三月以内に内閣府令で定める書類を金融庁長官に提 第一 同項の親会社等が内閣府令で定めるところにより 項の承認の申請があつた場合 行われるものとする。 カュ において、 当該申請が当 (第二項の規定 その親会社等 当該]該更

4

る。

況報告書については

その提出を要しない旨の承認をするものとす

(新設)

第四条の十 等が法第二十四条の七第二項ただし書 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 長官に提出しなければならない。 の規定により親会社等状況報告書を提出しなければならない親会社 の他の内閣府令で定める書類を添えて に規定する承認を受けようとする場合には、 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 法第二十四条の七第二項 (同条第六項において準用し、 (同条第六項において準用し これを、 承認申請書に定款そ 遅滞なく、 金融庁

2 出を要しない旨の承認をするものとする。 四条の七第二項に規定する親会社等状況報告書については、 会社等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 金融庁長官は、 前項の承認の申請があつた場合において、 法第二十 その提 その親

清算中の者

相当の期間営業を休止している者

3

報告書については 更正手続開始の決定を受けた者であり、 正手続開始の決定があつた日の属する事業年度に係る親会社等状況 手続開始の決定があつた日後三月以内に行われた場合には よる承認が行われている場合を除く。 融庁長官は、 第一項の承認の申請があつた場合 その提出を要しない旨の承認をするものとする において、 かつ、 当該申請が当該更正 その親会社等が (前項の規定に 当該更

(親会社等状況報告書の訂正に関する読替え)

同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。書について、同条第三項において法の規定を準用する場合における第四条の十一法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告

(新設)

(密接な関係を有する会社以外の者)

第一項に規定する政令で定める会社以外の者は、次に掲げる者とすする場合を含む。)において読み替えて準用する法第二十四条の七第四条の十二 法第二十四条の七第六項(法第二十七条において準用

府令で定める者(次項において「協同組織金融機関等」という。券の性質を有するものを含む。)の発行者をいう。)その他内閣掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証据ので所有する協同組織金融機関(法第二条第一項第五号の二に提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義を

)

場合の当該協同組織金融機関総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有するに、協同組織金融機関とその被支配会社等が合わせて提出子会社の

合には、当該他の法人等を当該協同組織金融機関等の被支配会社等総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場2 協同組織金融機関等とその被支配会社等が合わせて他の法人等の

とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。合には、当該他の法人等を当該協同組織金融機関等の被支配会社等

第四条の十三 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等が会社以(会社以外の者による親会社等状況報告書の提出に関する読替え)

る場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおり外の者である場合について、同条第六項において法の規定を準用す

とする。

(新_設)

定。一説み替える法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項とおります。	外国会社	外 国 の 者

(発行者が会社以外の者である場合の読替え)

第四条の十四 法第1 一十七条の規定におい て発行者が会社以外の者で

ある場合について法の規定を準用する場合における同条の規定によ る技術的読替えは 次の表のとおりとする。

定一読	定 読み替える法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
項 法	項 法第二十四条第十	外国会社	外 国 の 者

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 (略) (略)

2 •

掲げる買付け等を除く。)の相手方(内閣府令で定めるものを除く 並びに同項第一号 及び第二号並びに次項第七号から第十号までに る公開買付けをいう。以下この節において同じ。)による買付け等 行者の発行する株券等の買付け等 六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発 株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める場合は、 の人数との合計が十名以下である場合とする。 (公開買付け (同項本文に規定す

5

法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の

5

法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 (略) (略)

2 •

掲げる買付け等を除く。)の相手方(内閣府令で定めるものを除く 並びに同項第一号及び第二号 並びに次項第七号から第十号までに 六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発 る公開買付けをいう。以下この節において同じ。)による買付け等 行者の発行する株券等の買付け等(公開買付け 株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前 法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は の人数との合計が十名以下である場合とする。 (同項本文に規定す

買付け等は、次に掲げるものとする。

等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの いて同じ。 条の二第一項第六号に規定する特別関係者をいう。)が合わせて 発行する株券等の買付け等 三号において同じ。)を所有する場合における当該他の発行者の は投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項 を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号にお 種類の株式に係る議決権を除き、 他の発行者の総議決権 に規定する投資口をいい、)項において「特定買付け等」という。) に限る。) 株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者(法第二十七)の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又 (商法第二百十一条ノ二第四項に規定する 外国投資法人の社員の地位を含む。 (著しく少数の者から株券等の買付け 同条第五項の規定により議決権 (以下こ 第

る場合における当該他の法人等から行うもの 親法人等」という。)が他の法人等に対して特別支配関係を有すいて「特別支配関係」という。)にある法人等(次号において「終株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資 総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資 一 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその

買付け等は、次に掲げるものとする。

の項において「特定買付け等」という。)に限る。) 等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの 発行する株券等の買付け等(著しく少数の者から株券等の買付け 三号において同じ。)を所有する場合における当該他の発行者 に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。 いて同じ。)の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又 を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号にお 種類の株式に係る議決権を除き、 他の発行者の総議決権 条の二第一項第五号に規定する特別関係者をいう。) は投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項 株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者 (商法第二百十一条ノ二第四項に規定する 同条第五項の規定により議決権 (法第二十七 が合わせて (以下こ 第

二 法人等(法人その他の団体をいう。 条の二において同じ。 付け等であつて、 係を有する場合における当該他の法人等から行うもの おいて「親法人等」という。 の号において「特別支配関係」という。) にある法人等 又は出資を所有する関係 五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。 第十五条の四第 当該法人等に対してその総株主の議決権 一項第 の百分の五十を超える議決権に係る株式 一号ロ及び二並びに第二項並びに第十八 (内閣府令で定める場合を除く。 が他の法人等に対して特別支配関 以下同じ。)の行う特定買 (次号に 以下こ 第九条 (法第

三~十 (略)

三~十

略

(密接な関係を有する者)

掲げる者とする。
券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に第十八条の二 法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証

二 (略)

法律 超えていること (1)に掲げる者が信託会社等 とができるものに限る。)を含まないものとする。) ある場合においては、 た金融機関をいう。 託業務を営む金融機関 の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を が行使し として所有する株式又は出資に係る議決権 次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数 (昭和十八年法律第四十三号) 又はその行使に 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産 をいう。 (金融機関の信託業務の兼営等に関する ついて当該信託会社等に指図するこ 以下この条において同じ。 第 条第 (委託者又は受益者 (信託会社及び信 項の認可を受け

(密接な関係を有する者)

掲げる者とする。
券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に第十八条の二 法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証

に限る。以下この条において同じ。)証券仲介業者の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻

二 (略)

不次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数れかの要件に該当する者 証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいず

超えていること。

0

合計が、

当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を

(1) (2) (<u>略</u>)

(1) (2)

(略)

(3)

(1)又は(2)に掲げる者の親族

(配偶者並びに二親等以内の

族及び姻族に限る。

以下この条において同じ。

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

- 12 -

(4) (6) (略)

(削る)

者を含む。以下この条において同じ。)又はその代表権を有すであつた者(役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。)及び使用人が、当該証券に限る。以下この条において同じ。)及び使用人が、当該証券ののであつた者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者のであった者)

る取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

イ 欠こ掲げる皆が呆有している当亥去人等の義央権の数の合計に掲げるいずれかの要件に該当する法人等四 証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次

本 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計 と (1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。) を うまないものとする。) 。

(1) (6) (略)

(削る)

> (4) (6) (略)

する役員であること。

中介業者の役員の過半数を占めていること又はその代表権を有に限る。以下この条において同じ。)及び使用人が、当該証券に限る。以下この条において同じ。)及び使用人が、当該証券の (役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者

- ここ号がったにようとうできょうできょうでしてしてして掲げるいずれかの要件に該当する法人等 証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次

兀

と。 が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えているこが、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えているこへ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計

(1) (6) (略)

(7) (4)から(6)までに掲げる役員の親族

ること又はその代表権を有する役員であること。 あつた者及び使用人が、当該法人等の役員の過半数を占めてい イ⑴から⑺までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員で

(算定基準有価証券)

- 第三十三条の五の二 を発行しているときの当該有価証券とする。 政令で定める有価証券は、 法第百七十二条の二 発行者が次に掲げる有価証券のいずれか 第 一項第一 一号イに規定する
- 受権を表示する証券を除く。 法第二条第一項第五号の三に規定する有価証券 (新優先出資引
- 資法人債券及び外国投資証券のうち投資法人債券に類する証券を 法第二条第一項第七号及び第七号の二に規定する有価証券 (投
- 法第二条第一 項第七号の四に規定する有価証券
- 兀 0) 証券又は第一号若しくは前号に掲げる有価証券の性質を有するも 法第二条第 項第九号に規定する有価証券で、 株券、 優先出資
- 五. 法第二条第 一項第十号に規定する有価証券
- に係るオプションを表示するもの により有価証券とみなされる同項第 出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定 法第二条第一項第十号の二に規定する有価証券で. 号から第四号に掲げる権利 株券、 優先
- 七 出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの 法第二条第一項第十号の三に規定する有価証券で 株券、 優先
- 表示されるべき権利であつて、 優先出資証券又は第一号から第五号に掲げる有価証券に 法第二条第二項の規定により有価

証券とみなされるもの

から第四号までに掲げる権利法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号

(算定基準有価証券の市場価額がないとき等に算出される額)

| 政令で定めるところにより算出した額は、内閣府令で定める貸借対 | 第三十三条の五の三 | 法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する |

(新設)

照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控

除して得た額とする。

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

務支局長) 所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発 総額又は出資の総額をいう。 は出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本の額、 行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社 (内閣府令で定めるものを除く。 長官権限のうち次に掲げるものは、 その他の者に関するものにあつては関東財務局長に 第四十一条の二第二項及び第四十四条)に関するものにあつては当該内 資本の 額、 基金の総額若しく 基金の 福岡財 (当該

企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任

第三十九条 (略)

2 務支局長) 国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 総額又は出資の総額をいう。 は出資の総額(その成立前にあつては、 委任する。 所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社 の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発 (内閣府令で定めるものを除く。) に関するものにあつては当該内 長官権限のうち次に掲げるものは、 その他の者に関するものにあつては関東財務局長に 第四十一条の二第二項及び第四十四条 資本の 成立後の資本の額、 額、 基金の総額若しく 基金の 福岡財 (当該

法第五条第一項及び第五項(法第二十七条 において準用する場

法第五条第一項及び第五項

(法第二十七条において準用する場

。)の規定による承認申請書及びその添付書類、 を含む。 び第三項 る半期報告書、 規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 二十四条の五第一項 準用し、 条第五項において準用する場合を含む。 に基づく第四条第一項 において準用する場合を含む。 有価証券報告書及びその添付書類、 二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第六 二十七条において準用する場合を含む。 規定による発行登録取下届出書、 条の七第一項 条の三第一項及び第二項 十用する場合を含む。 (同条第五項において準用し、 五第七項及び第八項 (法第二十七条において準用する場合を含む。 一十四条第八項及び第九項 の規定による発行登録書及びその添付書類、 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合 (同条第五項において準用し、)の規定による届出書及びその の規定による外国会社報告書及びその補足書類、 (法第二十七条において準用する場合を含む。 法第二十四条の五第四項 (同条第) (法第二十七条において準用する場合を含 (同条第五項において準用する場合を含む の規定による臨時報告書が (法第二十七条において準用する場合を (法第二 一項において準用し、 第十三号において同じ。)の規定 及びこれらの規定を法第二十七条 法第二十三条の三第四項 法第二十四条第一項ただし書 一十四条の七第五項に)、第二十四条第 及びこれらの規定を法第 (法第二十七条において の規定による書類 添付書類、)の規定による 同条第三項)の規定によ 及びこれらの 法第二十三 法第二十三 一十四条 な 一項 及 (法第 法第 <u>______</u>の 同 法

二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第六 二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条第 掲げるものを除く。 法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類 条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書 て準用する場合を含む。 よる半期報告書、 に基づく第四条第一項 において準用する場合を含む。 有価証券報告書及びその添付書類、 項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による び第三項 規定による発行登録取下届出書、 含む。)の規定による発行登録書及びその添付書類 条の三第一項及び第二項 よる書類 の規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に 第二十四条の五第一 条第五項において準用する場合を含む。) 条の七第一項 合を含む。)の規定による承認申請書及びその添付書類、 (同条第五項において準用し、 (同条第五項において準用し、 (内閣府令で定めるものに限る。)の規定による届出書及びその添付書類、 (法第二十七条において準用する場合を含む。 法第二十四条の五第四項 項 並びに法第百九十三条の二第四項の (同条第三項において準用し、 (同条第五項において準用する場合を含む (法第二十七条において準用する場合を の規定による臨時報告書、 第十三号において同じ。 及びこれらの規定を法第二十七条 法第二十三条の三第四項 法第二十四条第一項ただし書 及びこれらの規定を法第 の規定による書類 (法第二十七条におい 同条第三項 (前 法第一 法第一 及びこれ 法第二十三 第 の規定 が規定に 一号に (法 項及) の 法

規定による書類 告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類 二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報 号に掲げるものを除く。)並びに法第百九十三条の二第四項の の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類、 (内閣府令で定めるものに限る。) の受理 (前項第 法第

二~十九 (略)

3 法第二十四条の七第一項及び第二項(同条第六項において準用し

(新設)

し書及び同条第二項ただし書(同条第六項において準用し、及びこ)の規定による親会社等状況報告書、法第二十四条の七第一項ただ、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。

による承認申請書及びその添付書類の受理並びに法第二十四条の七。)の規定に基づく第四条の九第一項及び第四条の十第一項の規定れらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ

報告書の提出を要しない旨の承認については、提出子会社が有価証第一項ただし書及び同条第二項ただし書の規定による親会社等状況

券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条におい合を含む。)、第二十四条の六第三項、第二十四条の七第三項(同四条の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場長官権限のうち、法第七条(法第二十四条の二第一項及び第二十

二~十九 (略)

用する場合を含む。)、第九条第一項(法第二十四条の二第一項及合を含む。)、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準四条の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場と官権限のうち、法第七条(法第二十四条の二第一項及び第二十

含む。 福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理について 合を含む。)及び第二十三条の十第一項(同条第五項において準用 用する場合を含む。)並びに第二十七条において準用する場合を含 準用する場合を含む。 第六項において準用し、 条の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合 を含む。)、第九条第一項(法第二十四条の二第一項及び第二十四 は、 六項において準用し、 の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を て準用する場合を含む。 の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む 当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。)、第二十三条の九第一項 、第二十三条の四)、第十条第一項 第二十四条の六第三項 第二十四条の六第三項、) 並びに第二十七条において準用する場合を 及びこれらの規定を法第二十七条において準 及びこれらの規定を法第二十七条において)並びに第二十七条において準用する場合 (法第二十四条の二第一項及び第二十四条 (法第二十七条において準用する場合を含 (法第二十七条において準用する場 第一 第 ||十四条の七第| 一十四条の七第三項 三項 (同条第 (同 条

> 第一項 局長に委任する 定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたもの 法第二十七条において準用する場合を含む。) 及び第二十三条の十 用する場合を含む。)、第二十四条の六第三項並びに第二十七条に び第二十四条の五第五項(これらの規定を法第二十七条において準 の訂正に係る書類の受理については、 七条において準用する場合を含む。)の規定による前項第一号に規 十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の九第一項 十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の四 おいて準用する場合を含む。)、第二十四条の六第三項並びに第二 第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を法第二十七条に おいて準用する場合を含む。)、第十条第一項 (同条第五項において準用し、 及びこれらの規定を法第二十 当該財務局長又は福岡財務支 (法第二十四条の) (法第)

4 略

5

略

附

則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。 (外国会社等の提出する有価証券報告書等に関する経過措置)

第二条 証券取引法の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十六 ものとする。 引法第二条第一項第七号に規定する外国投資信託の受益証券のうち 号)附則第二条第一号に規定する政令で定める有価証券は、 百八十号)第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券に類する 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四 、証券取